

## 入 札 公 告 （電子入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

平成26年3月11日

茨城県知事 橋本 昌

### 1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県土木部営繕課  
担当 建築第1グループ 課長補佐 小倉忠, 主任 沼尻秀史  
電話 029-301-4551

### 2 入札対象工事

- (1) 工 事 名 第25-12-108-6-001号  
取手第二高校管理普通教室棟改築工事
- (2) 工 事 場 所 取手市東二丁目地内
- (3) 工 事 概 要 建築工事一式（RC造一部S造 4階建 延べ面積4,231.77㎡）
- (4) 工 期 平成27年3月30日限り  
本契約に係る予算の繰越手続きが認められた場合には、別途協議により工期を変更する予定である。なお、想定している工期は概ね450日間である。
- (5) 本工事は、施工計画等に加え、企業の新規雇用計画(実績)に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

### 3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。
- (2) 構成員の出資比率の下限は30%以上、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (3) 経常建設共同企業体が構成員となる結成ではないこと。
- (4) 特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。
  - ア 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
  - イ 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。  
（更正計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
  - エ 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間

中でないこと。

オ 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

カ 建築一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。

キ 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

(5) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。

ア 建築一式工事について、平成25・26年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けがS等級であること。

イ 建築一式工事について、平成25・26年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された年間平均完成工事高が8の予定価格以上の者であること。

ウ 平成5年4月1日から平成25年3月31日の期間に、元請として同種又は類似工事を施工し竣工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

① 同種工事は、施工に係る部分がRC造3階建以上、かつ、延べ面積が2,000㎡以上の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の建築一式工事（新築、増築又は改築に限る。）とする。

② 類似工事は、施工に係る部分がRC造3階建以上、かつ、延べ面積が3,000㎡以上の建築物の建築一式工事（新築、増築又は改築に限る。）とする。

エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

① 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であること。

② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 平成5年4月1日から平成25年3月31日の期間に、同種又は類似工事（元請として施工したものに限る。）について、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工し竣工した経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

④ 競争参加資格確認申請のあった日において、引き続き3月以上の雇用関係がある者であること。競争参加資格確認申請に当たっては、健康保険被保険者証その他3月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。

⑤ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における営業所の専任技術者ではないこと。

⑥ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における経營業務の管理責任者ではないこと。

⑦ 現在、他の工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、本契約時に専任で配置できること。

⑧ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料及び配置予定技術者評価資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価をうけたものをもって算定する。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

オ 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。

(6) 代表構成員以外の構成員は、次の基準を満たす者であること。

ア 建築一式工事について、平成25・26年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS又はA等級であること。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

① 一級建築士、一級建築施工管理技士若しくはこれと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者、又は二級建築士若しくは二級建築施工管理技士の資格を有する者であること。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 競争参加資格確認申請のあった日において、引き続き3月以上の雇用関係がある者であること。競争参加資格確認申請に当たっては、健康保険被保険者証その他3月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。

④ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における営業所の専任技術者ではないこと。

⑥ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における経營業務の管理責任者ではないこと。

⑦ 現在、他の工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、本契約時に専任で配置できること。

⑧ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

ウ 潮来、土浦土木事務所又は竜ヶ崎工事事務所の管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。

#### 4 技術資料の提出、入札及び届出の方法

この工事は、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行う工事である。

電子入札システムURL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/index.html>

なお、電子入札システムによりがたいものは、1の担当部局の承諾を得て紙入札方式に替えるものとする。紙入札の承諾に関しては、1の担当部局に承諾願を提出するものとする。

(1) 入札に際し、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(2) 提出する書類

ア 技術資料の提出について（様式第1-1号）

イ 評価点算定資料一覧表（様式第1-2号）

ウ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号）

エ 施工実績評価資料（様式第3号）

オ 配置予定技術者評価資料（様式第4号）

カ 施工計画（様式第5号）

キ 災害時地域貢献実績評価資料（災害協定締結）（様式第6-1号）

ク 災害時地域貢献実績評価資料（災害活動実績）（様式第6-2号）

ケ 地域活動実績評価資料（様式第7号）

コ 新規雇用計画（様式第14-1号）

(3) 提出した技術資料の変更は認めない。

(4) 技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

## 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県公共工事入札予定情報

ア 期間 平成26年3月11日（火）から平成26年4月28日（月）まで

イ URL:<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/logon>

(2) 公共事業情報センター

ア 期間 平成26年3月11日（火）から平成26年4月28日（月）まで

（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

水曜日を除き9時から16時まで

水曜日は10時から16時まで（いずれも12時から13時までを除く。）

イ 場所 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁行政棟1階

## 6 競争参加資格の確認等

(1) この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、3（5）エ④及び3（6）イ③に規定する書類の写し並びに技術資料を次により提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

ア 申請書等の受付期間・提出先

・ 電子入札システム

平成26年3月20日（木）から平成26年3月26日（水）まで（休日を除く。）

必着

いずれも9時から16時まで

・ 郵送（紙入札方式による入札の承諾を得た者に限る。）

受付期限は、平成26年3月26日（水）まで必着

（申請書及び資料の一部又は全部について、郵送する場合の手続きについては入札説明書による。）

・ 提出先 1の担当部局に同じ。

(2) (1)のほか、下記ウに掲げる書類を郵送（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

ア 受付期限 平成26年3月26日（水）まで必着

イ 提出先 1の担当部局に同じ。

ウ 提出書類

建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）及び特定建設工事共同企業体協定書各3部、技術者の監理技術者等の資格者証の写し1部並びに返信用封筒1通

(3) 郵送の手続きについては、入札説明書による。

(4) 申請書及び資料等の詳細については、入札説明書による。

(5) 申請書及び資料等の作成説明会は実施しない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認

- 通知書により、原則として14日以内（休日を除く。）に回答する。
- (7) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(6)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に土木部営繕課長に書面により行わなければならない。
- (8) 受付期限までに申請書及び資料等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

## 7 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年4月30日（水）10時00分から
- (2) 場所 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁 入札室2（茨城県庁行政棟1階）

価格と技術力とを総合的に評価した結果、落札者となるべき者が二者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

## 8 予定価格

804,276,000円（消費税及び地方消費税を含む。税率8%）

## 9 入札手続等

### (1) 入札書の受付期間

#### ア 電子入札システム

- 平成26年4月24日（木）から平成26年4月28日（月）まで（休日を除く。）必着

いずれも9時から16時まで

#### イ 郵送（紙入札方式による入札の承諾を得た者に限る。）

- 受付期限 平成26年4月28日（月）まで必着
- 入札書を郵送する場合の手続きについては、入札説明書による。

#### ウ 提出先 1の担当部局に同じ

### (2) 入札保証金 免除する。

### (3) 契約保証金 納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

### (4) 調査基準価格 設定する。

### (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### (6) 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、技術資料を評価した評価点に標準点を加えた技術評価点を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

ウ 施工計画（様式第5号）の評価が不可でないこと。

エ 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。

オ 入札価格が低入札調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

- ① 直接工事費は、予定価格算出の基礎となった諸費目に係る金額（以下「設計金額」という。）の75%以上であること。
- ② 共通仮設費（積上分+率計上分）は、設計金額の70%以上であること。
- ③ 現場管理費は、設計金額の70%以上であること。
- ④ 一般管理費（契約保証費を含む）は、設計金額の30%以上であること。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、ア、イ、ウ、エ及びオの要件を満たして入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(7) 入札結果は、落札者決定後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより通知する。郵便により入札した者には、電話又はファクシミリにより連絡する。

(8) 契約書の要否  
要

#### 10 議会の議決

この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項に規定する議会の議決を要する。

#### 11 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

3（4）イに掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更正会社については、会社更生法に基づく更正開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も6により申請書及び資料等を提出することができる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行（開札）日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

#### 12 入札の執行の中断、延期、取り止め等

- (1) 入札参加者が1者のときは、この入札の執行を取り止める。
- (2) 電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

#### 13 その他

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 競争参加資格確認申請書提出後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止措置を受けることとなった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替えて再結成し、その地位を承継することができる。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、1の担当部局に同じ。
- (4) 詳細については、入札説明書による。
- (5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

ある。

(6) 落札者決定後、落札者は本県と仮契約を締結することとなる。

仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に本入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。

(7) 低入札価格調査制度実施運営要領第2条に規定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）第10条第4項の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県土木部発注工事において、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

ア 65点未満の工事成績評定を通知された企業

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業